

弘前市立小・中学校規模適正化基本方針

平成21年5月18日

児童生徒にとってより良い教育環境とするため、地域の理解と協力を得ながら、次により学校規模の適正化に努めます。

- 1 12学級に満たない小規模な学校（以下「小規模校」という。）のうち、複式学級編制校は統廃合により複式学級の速やかな解消を図るとともに、その他の小規模校についても、逐次検討を進めます。
- 2 地域事情や地理的条件などを考慮して進めます。
- 3 児童生徒が安全で安心して学習できるよう、校舎など施設環境の整備を考慮して進めます。
- 4 児童生徒が安全で安心して通学できるよう、通学路の安全確保や通学の支援策を考慮して進めます。